ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８９２　慢性副鼻腔炎に対するエリスロマイシン等【内服薬】の投与量について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

慢性副鼻腔炎に対するエリスロマイシン（エリスロマイシン錠）又はエリスロマイシンステアリン酸塩（エリスロシン錠）１日通常量（800～1200 mg）の算定は、原則として認められる。

○　取扱いを作成した根拠等

慢性副鼻腔炎は、鼻副鼻腔粘膜の炎症により、鼻漏、後鼻漏、鼻閉、咳嗽等の呼吸器症状が３か月以上持続するものである。治療の基本は、マクロライド系抗生物質の少量長期投与であり、標準的な薬物療法として広く用いられている。

マクロライド系抗生物質製剤の一つであるエリスロマイシン錠の添付文書の用法・用量には「通常、成人にはエリスロマイシンとして１日 800～1200mg（力価）を 4～6 回に分割経口投与する。小児には 1 日体重 1kg あたり 25～50mg（力価）を 4～6 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。ただし、小児用量は成人量を上限とする。」旨記載されている。

マクロライド系抗生物質の少量長期投与は、通常量の半量が原則であるが、臨床症状が強い場合や急性増悪時には常用量に切り換えることがある。

以上のことから、慢性副鼻腔炎に対するエリスロマイシン（エリスロマイシン錠）又はエリスロマイシンステアリン酸塩（エリスロシン錠）１日通常量（800～1200 mg）の算定は、原則として認められると判断した。